同和問題

品川区ツイッター アカウント/shinagawacity





〒140-8715 品川区広町2-1-36

代表番号

☎3777-1111

広報広聴課 ☎5742-6644 Fax5742-6870 http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/

すべての基本的人権の享有を妨げられな 講演と映画のつどい」を開催します。 3日に施行された「日本国憲法」を記念し の一環として、5月18日に「憲法週間記念 重思想の普及啓発に取り組んでいます。そ て「人権尊重都市品川」を宣言し、人権尊 権利と同じように他人の権利も認め合うこ え、思いやりの心を持って行動し、自分の 目分の人権のみならず、相手の気持ちを考 う中で、決して侵してはならない人として 現在及び将来の国民に与へられる。」と人 柱としています。憲法第11条は、「国民は、 は、侵すことのできない永久の権利として、 い。この憲法が国民に保障する基本的人権 とともに『基本的人権の尊重』を大きな て制定されました。 この日を含む5月1日 惟保障の基本原則を定めています。 その権利を守るためには、一人ひとりが 日本国憲法は、「国民主権」、「平和主義」 区では、人間尊重の社会の実現をめざし 5月3日の憲法記念日は、昭和24年5月 これを機会に人権の大切さについて、 人が人生を送り、そして他人と関わり合 日からフ 日は 平和で心ゆたかな 制定一九九三年(平成五年)四月二十八日 我々は確信する 必ずや解消できることを 障害者、女性、先住民族、外国人への差別 部落差別をはじめ 国際社会の責務であることを明らかにした 日本国憲法と世界人権宣言は 幾多の試練と犠牲のもとに 絶対にこれを侵すことはできない いかなる国や個人も、いかなる理由であれ 自由であり、平等である 人権尊重都市品川宣言 人権尊重都市品川』を宣言し この人類普遍の原理をあらわし 一次の暮らしの中に深く根づき 心間は生まれながらにして 、権の尊重が 権尊重思想の普及啓発と教育を推進するこ 別の実態の解消に努め 間尊重の社会の実現をめざす品川区は れほど多くの人間が苦しんでいることか 間の理性と良心によって 間がつくりあげた差別は まだに差別意識と偏見が 日、我が国社会の実情は

憲法週間記念

映画のつどい

午後1時開演 (午後0時30分開場) きゅりあん8階 (大井町駅前)

返信(裏)

記

往信(表)

140-0013

員 1,100人(抽選)

申込方法 4月14日 (消印有効) までに、往復はがきに参加人数 (2人まで)、代表者の郵便番号・住所・氏名 (ふりがな) 参加者の氏名(ふりがな)を品川区人権啓発課(☎140-

笑顔のもとに 笑顔が集まる

テレビ番組でおなじみ、は じける笑顔が印象的な林家 たい平師匠。笑いと笑顔を キーワードに、人と人との かかわりの大切さについて お話しいただきます。



そして父になる

※字幕付き

講師/林家たい平(落語家) ※手話通訳・要約筆記付き。 大手建設会社に勤め都心の高級マンションで妻 と息子と暮らす野々宮良多。ある日、病院から の電話で6歳になる息子が取り違えられた他人の 子だと判明し、優しすぎる息子に抱いていた不 満の意味を知る。一方、斎木夫婦と妻のみどり は育ての子を手放すことに苦しむ。それでも良 多の意見で"交換"が決まるが、良多はその時思い

©2013「そして父になる」製作委員会

もしなかった。まさかそこから、"父"としての本当の葛藤が始まるとは。 出演/福山雅治、尾野真千子、真木よう子、リリー・フランキー他

川区人権啓発課 区南大井3— 宛 10 返信(表) 往信(裏) 52 円 000-0000 つどい申し込み 氏 ●参加人数 ●代表者郵便番号 名 ●住所 ●電話番号 様 ●代表者氏名・ふりがな ●参加者氏名・ふりがな

人はみな誰しもが、幸せに暮らしたいと考えています。こ の幸せを願う気持ちをお互いに思いやることこそ、人権を尊 重することではないでしょうか。

しかし残念なことに、子どもや高齢者や障害者への虐待、 配偶者などからの暴力、障害がある人や外国人に対する偏 見や同和地区出身の人に対する差別など、私たちの身のまわ りには様々な人権問題があります。また最近では、インター ネットを悪用した人権侵害、性的少数者への偏見やヘイトス ピーチなど、人権問題はより複雑化し多様化しています。

昨年は、4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトス ピーチ解消法 |、12月に「部落差別解消推進法」が、それぞ れ施行されました。差別の解消に向けた取り組みを、法律も 後押ししています。

差別は、差別される人にとって、本人には全く責任のない ことで苦しめられるという極めて不当な行為です。

そして差別することは、差別される人を傷つけるばかり か、差別する人の人間性をも損ねてしまう行為なのです。

区は、23区唯一の人権宣言である「人権尊重都市品川宣 言」を制定し、様々な施策の中に生かして人権啓発や人権教 育を推進してきました。この宣言に込められた思いを胸に、 私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理 解し、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持 ちを考え、思いやることの大切さを認識していきましょう。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始 まります。

考えよう人権のこと

同和問題の解決のために

会問題です。

1 今、都内などで行われたデモにおいて、 が国の発展の歴史の中で形づくられた身分階層構 た。 造に由来する差別、いわゆる部落差別によって、長 い間経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられて基 本的人権を侵されてきた人々がいます。これらの人々は、 今なお、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、 そのほか日常生活の上で差別を受けることがあります。こ れが「同和問題」と言われるもので、「部落問題」「部落差別」 などとも言われ、深刻な人権問題であるとともに重大な社

「東京に部落はない」「部落差別は昔の話」と思っている 人もいるのではないでしょうか。しかし、東京でも同和地区 出身かどうか調査をされたり、「○○は同和地区ですか」な どの土地調査事件が現実に起きています。これでは、同 和地区の出身者が地域で安心して自分らしく暮らすことは できません。

昨年の12月には「部落差別解消推進法」が施行されま した。差別をなくしていくための取り組みが、求められてい ます。安心して暮らせる差別のない社会をめざすには、同 和問題を正しく理解し、差別を「しない」「させない」「許さ ない」という視点に立って、私たち一人ひとりが問題の解 決に努力することが必要です。

ヘイトスピーチ、許さない! 許さない 差別落書き

┗ ┡ 特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言 動が公然と行われていることが、マスコミなどに よって「ヘイトスピーチ」であるとして取り上げら れ、社会的関心を集めています。こうした言動は、 人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人と しての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせる ことになりかねません。

このような情勢の中、国会において、「本邦外 出身者に対する不当な差別的言動の解消に向け た取組の推進に関する法律」が成立し、28年6 月3日金に施行されました。

2020年の夏季オリンピック・パラリンピック競 技大会の開催都市が東京に決まったこともあり、 外国人と接する機会は今後ますます増加すること が予想されます。

外国人に対する偏見や差別をなくしていくた め、私たちは文化などの多様性を認め、外国人 の生活習慣などを理解・尊重するとともに、お互 いの人権に配慮した行動をとるようにしましょう。

▼ 内の駅に掲示されているポス ターに、外国人を誹謗中傷す る落書きが発見されたり、区内外の公 共施設や路上で、人の心を傷つける ような内容の差別落書きが、未だに 発見されています。

差別落書きとは、その行為自体が 公共の建物や設備を傷つけるだけで なく、差別をあおり立てることで、人の 心を深く傷つける卑劣な行為であると ともに、あらゆる偏見や差別をなくす ため推進している人権啓発の取り組 みを損ねるもので、決して許すことの できないものです。

誰もが、お互いの人権が尊重され、 安心して暮らせる、心ゆたかな地域社 会の実現を願っているはずです。そう した社会の実現のためには、私たち 一人ひとりが、人権意識を高めていく 必要があるのではないでしょうか。

毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、 同和問題を軸に様々な人権について学ぶ機会としていま

昨年の講座Iでは、「心のバリアフリーをめざして」を テーマに、昼コースは「部落差別と狭山事件」など3講座、 夜コースは「天下人と被差別民衆」など3講座を開催しました。

また、講座Ⅱでは、東京都中央卸売市場食肉市場で「食肉市 場の歴史と人権」を学び、と場の見学と職員との懇談を行いました。 そこに参加された方の感想として「現場で作業されている方の職人意識

人権啓発・人権尊重の 社会を築く 社会同和 教育講座 ために

に感銘を受けました」「作業に関わっている方々の仕事の技 もさることながら、体力や気持ちの持ち方など誇りをもっ ておられる様子を感じました」などの声が寄せられまし

人権が尊重される社会をめざして、今年も9月から11月 にかけて「人権啓発・社会同和教育講座」を開催する予定で す。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

> 問い合わせ/文化観光課生涯学習係 (☎5742−6837 **Fax**5742−6893)

DVD・ビデオ・パネルを 貸し出ししています



人権啓発課では、人権問題を正しく理解していただくため、同和問題をはじめ、セクハラなどの様々な 人権啓発DVD・ビデオや人権啓発パネルを貸し出ししています。勉強会や研修会でご活用ください。 ※詳しくは区ホームページをご覧ください。